

政治経済学会 ニュースレター

Japan Association of Political Economy 第3号 2011年12月

本号の目次

1. 第2回政治経済学会総会・研究会をふりかえって
2. 事務局日より

第2回政治経済学会総会・研究会をふりかえって

第2回政治経済学会総会・研究会を振り返って

久保 慶一

さる2011年3月5日(土)に、政治経済学会の第2回研究会・総会が開催されました。基調講演は早稲田大学政治学研究科・経済学研究科との共催、合計5つの分科会セッションは、昨年度の大会に引き続き、早稲田大学政治経済学術院を拠点として展開されているグローバル COE「制度構築の政治経済学—期待実現社会に向けて—(GLOPE II)」との共催によるものでした。本学会やGLOPEIIが目指している政治経済学の姿が見えてきた大会であったように思います。

今年度は、例年の共通論題にかわり、早稲田大学政治学研究科・経済学研究科との共催で、元イギリス歴史学会会長のディッキンソン・エディンバラ大学名誉教授から基調講演をいただきました。トム・ペインに代表される英国の人権思想について御講演いただき、講演後は活発な議論が交わされました。下で述べるように、政治経済学にとって規範と実証の統合が重要な課題の1つとなっているなかで、大変意義深い基

調講演であったと思います。

分科会では、昨年度に引き続き、GLOPEIIとの共催で連続分科会「政治経済学の規範理論」が開催されました。規範と実証の統合は本学会とGLOPEIIが目指す政治経済学において重要な課題の一つで、その具体的な研究成果がすでに形になっています(田中愛治監修、須賀晃一・齋藤純一編『政治経済学の規範理論』勁草書房、2011年)。今回の分科会では、こうした研究成果を踏まえて活発な議論がなされました。他方、GLOPEIIの「変革期社会における制度構築」プロジェクトとの共催で開催されたもう1つの分科会「比較政治経済分科会」では、現代アメリカにおける政策決定過程や民主制の定着過程を題材に、より実証的な研究発表が行われ、活発な議論が交わされました。いずれの分科会も、政治経済学という多様な学問を基盤とする当学会ならではの興味深い企画であったと考えます。

自由論題では、2つのパネルが組織されました。政治思想から国際関係史、比較政治学に至るまで、幅広い分野の報告が並び、政治経済学という学問の幅広さを如実に示していたように思います。各セッションの

報告、討論、およびその後の議論の概要については、以下の大会報告を御参照ください。

例年同様、研究会、総会の後に高田牧舎で懇親会を行ないましたが、こちらもたいへんな盛況で、楽しい時間をもつことができました。また会の運営に当たっては、早稲田大学政治経済学術院の助手の皆さん、ならびに大学院政治学研究科に在籍中の院生の協力を得ました。助手の皆さんと院生諸君に感謝いたします。

2011年度の研究大会は、2012年3月3日(土)に開催されます。ふるって御参加のほど、よろしくお願い申し上げます。今年度の研究大会では、例年の自由論題に加え、自由企画のセッションが設置されます。自由論題・自由企画の応募の締め切りは、2012年1月10日(火)事務局必着とさせていただきます。詳細は以下の事務局だよりを御覧ください。皆様の応募をお待ちしております。

「政治経済学会」として装いを新たにしたい当会が、政治学と経済学の双方の分野における先端的・萌芽的な研究を発表しあい、相互に刺激しあいながら議論をたたかわせていく場になっていくことを望みたいと思います。

各分科会の報告と討論

連続分科会 政治経済学の規範理論 (1)

(GCOE「制度構築の政治経済学——期待実現社会に向けて (GLOPE II)」共催)

報告者 鈴木朋哉 (早稲田大学)

「合理性の問題：アマルティア・センの<合理性と自由の相互関連テーゼ>からの

一考察」

報告者 田畑真一 (早稲田大学)

「熟議デモクラシーにおける個人の地位——自由論の観点から」

討論者 森達也 (早稲田大学)

報告者 齊藤尚 (早稲田大学)

「アローの定理の方法論的基礎について」

討論者 宇佐美誠 (東京工業大学)

鈴木報告では、アマルティア・センの合理性論と、実証主義マイクロ経済学における合理性論とを、その政治的含意という観点から比較し、センの合理性論の意義を確認することに課題を設定した。本報告の主張は、センがマイクロ経済学の合理性構想を批判し、〈合理性と自由の相互規定テーゼ〉という構想を提示する意義は、理論としての「社会的選択理論」およびその実践としての「政治」の可能性を擁護する点にある、ということである。

報告は以下の手続きをとった。まず、マックス・ヴェーバーの議論を参照し、合理性を人間の行為の「意味」の理解の方法に関わる概念であるとした。そのうえで、マイクロ経済学における種々の合理性論は、行為の意味を一元化することにその特徴があることを明らかにした。対して、センによるマイクロ経済学の合理性構想に対する批判および彼の合理性構想は、行為の意味の多元性を擁護する点にその特徴があることを明らかにした。本報告では、この差異を単なるマイクロ経済学とセンが依拠する「社会的選択理論」という2つの理論の前提の差異の表出とし、方法的多元主義の立場から両者の両立可能性を擁護することはしなかった。また、両者の優劣をより哲学的な観点から分析することもしなかった。その代わりに、政治的含意という外在的な観点からの評価を試みた。この観点からすると、ミ

クロ経済学の合理性構想の政治的含意は、行為やその集積としての社会現象の「予測」やその予測に基づいた実践としての「統治」の条件に還元できる。これに対してセンの合理性構想の政治的含意は、実践としての「社会的選択」であるところの「政治」の条件に還元可能である。つまりセンの合理性構想に賭けられているのは、理論としての社会的選択理論の可能性であるとともに実践としての「政治」の可能性であるということになる。

討論者からは、本報告の方法論上の不明確さ、センにおける自由と合理性の連関の十分な説明の欠如、これに関連してセンの「コミットメント」という概念の実在性への疑問、「政治的含意」という観点の不明確さといった問題点が指摘された。報告者は、センの合理性論がより哲学的な方法で擁護されることが望ましいとはしつつも、センの合理性論の目的を政治的含意という観点から評価することで、むしろセンが自らの合理性構想をより哲学的に展開する必要がなかった理由が明らかになることを強調した。

田畑報告では、自由論の観点から熟議デモクラシーを捉え直すことを目指した。「自由論の観点から」とは、「個人の観点から」ということを意味し、言わば熟議デモクラシーをそこに参加する個人の視点から問い直すことを試みたのである。ただし一口に自由論といってもあまたの理論があり、それらを網羅することは到底できない。そのため、本報告では近年注目を集めているフィリップ・ペティットの自由論に依拠し、その自由論とそれを基に展開されているデモクラシー論を検討することから始めた。

ペティットの分析を通じて、本報告が注目したのは、彼の「討議における地位」とい考えである。この考えに注目することで、以下

大きく二つの点を明らかにした。第一に、熟議デモクラシーにおける政治的意見形成の空間、すなわち公共圏の重要性が改めて示された。第二に、「討議における地位」は、熟議デモクラシーの観点からすれば、ペティットが意図した単なる討議へのアクセスの保障としてだけではなく、その討議に貢献できるような地位としても理解されなければならないという点を明らかにした。

ただ他方で、このような「討議における地位」の拡張にはその実質的保障のための制度構築が不可欠である。そのため、既存の政治制度、もしくは代表制度だけではなく、近年注目をあびつつあるミニ・パブリックスといった試みにも注意を向け、その可能性を最後に指摘した。

以上のような発表に対して、討論者から、ペティットにおける「討議 (discursive)」という言葉の理解について質問がなされた。森はペティットにおいて discursive という言葉は「討議」という限定された意味というよりも「談話」といったより広義の意味ではないかと指摘した。これに対して、報告者はペティットが discursive という言葉の説明においてスキャンロンの議論を参照しており、この点で単なる「談話」というよりも理由の交換としての「討議」に近いと理解していると答えた。

斉藤報告は、アローの定理が単に社会的選択のプロセスの解明を目的にするだけでなく、科学的手法による道徳的なルールの解明をも目的としていたと示すことを目的とした。そのために、まず、アローの定理の哲学的側面と技術的側面との関係性を明らかにした。一方で、アローの定理の技術的な問いは社会的決定プロセスの解明であり、他方で、哲学的な問いは「社会的厚生とは何か」というものである。アローにとって、社会的選好は社会的厚生 of 技術的に

オペレーショナルな理念であり、社会的決定プロセスによって導出される社会的選好は社会的厚生を表す。

次に、リトルらによるアロー批判を検討した。リトルは、第一に、社会的選好がなぜ社会的厚生を表すのかということについての方法論的基礎が不明であるとアローを批判する。第二に、もし社会的決定プロセスによって導出される社会的選好が社会的厚生という価値判断を含むのであれば、市民達がいかにしてそのような価値判断を受け入れるのかを明らかにしなければならないが、アローはそれを論じていないと批判する。

続いて、アローによるリトルへの返答を考察した。アローはリトルの第一の批判を受けて、数理的なアプローチによる社会的決定プロセスの解明が社会的厚生という哲学的理念の解明につながるという自身の立場は、哲学と科学の関係にかんするポパーの立場と一致すると論じる。ポパーの立場とは、科学的理論の客観性とは反証可能性とテスト可能性に基づいており、それらの特徴を備えた理論によって哲学的問題をも解決可能であるという立場である。アローは、自らの経済学的分析手法がそれらの特徴を備えており、哲学的問題にも応用可能であると考えている。次に、リトルの第二の批判を受けて、アローは市民達がそのような価値判断を受け入れた場合に、かれらが本来もつ個人的選好とそのような社会的選好がいかにして調和しあうかを考察し、社会的選好を個人的選好のあいだの道徳的ルールであると考えている。

討論者からは、本報告の目的が経済学史上の問題解明にあるのかそれとも道徳的ルールの証明問題というより一般的な問題解明にあるのかという点や、先行研究との比較などの質問がなされた。それに対して報

告者は、研究目的は後者の問題解明にあることなどを答えた。

自由論題(1)

報告者 的射場瑞樹 (早稲田大学)

「権利と帰責——ホプズとロックにおける人格概念について」

報告者 隠岐理貴 (早稲田大学)

「道徳的世界の鏡——カントにおける人格概念について」

報告者 田中将人 (早稲田大学)

「合理性と道徳性のあいだで——ロールズにおける人格概念について」

討論者 山岡龍一 (放送大学)

隠岐報告の狙いは、カントの思想において枢要な位置を占めるものの、他方では極めて多義的な「人格 (Person)」という概念を、ただ「実存 (existieren)」する「人間 (Mensch)」との対比において縁取り、その政治哲学的意義の一端を明るみに出すことにあった。カントにおける「人格」とは、他者の見地に立ち、万人に妥当しうる「法 (Gesetz)」を自らに課し、その法に従って行為しうる主体という必要最小限の意味のみを書き込まれた抽象的概念であるが、本報告においては、人びとが互いの眼前で、実際に「人格」で「あるかのように」振る舞うことで、互いに対してもに目指すべき「一つ」の普遍的・道徳的世界を映し出すという理路を明らかにした。

山岡龍一氏との討論においては、カントの「人格」概念とジョン・ロックおよびデイヴィッド・ヒュームにおける同概念との連続性と断絶、そして目指すべき道徳的世界における権利や義務の性格について、有益な議論を交わし、今後取り組むべき問題について多くの示唆を得ることができた。

田中報告は、ロールズの想定する「自由かつ平等な人格」というカントに依拠した道徳的な人格観が、彼がのちに提唱することになった政治的リベラリズムと抵触する側面があるのではないかという問いを出発点として、ロールズ理論の整合的な再構成を試みるものであった。まず、自由かつ平等な人格は合理性と道理性という二つの規範的能力を有するとの想定の妥当性が確認された。続いて、しかし、政治的リベラリズムの前提を受け入れるとするならば、そうした二元論的な人格概念は、カント的な厚い無知のヴェールではなく、ヒューム的な薄い無知のヴェールを通じてこそ適切に表現されるのではないかという解釈が示された。

討論者の山岡龍一氏からは、ロールズに対するヒューム的な情念やコンヴェンションの議論の影響についての質問がなされた。これに対して報告者からは、薄い無知のヴェール以外にも、互恵性や重なり合うコンセンサスの観念にはヒュームからの影響が認められるとし、ロールズにおけるカント的側面とヒューム的側面をともに考察し直してしていくことが重要であるとのリプライがなされた。

自由論題(2)

報告者 貝賀早希子 (早稲田大学)

“Toward Restriction of War: War and International Relations in British Ideas of the League of Nations”

討論者 篠原初枝 (早稲田大学)

本報告は、国際連盟における戦争規制の登場を、第一次世界大戦勃発時における英外相 그레이の戦争への態度からの説明を試みた。先行研究では、戦争規制の登場は、

大戦の悲惨な経験によってもたらされたと考えられている。大戦後の戦争規制を考察する際に、その構想の根底にあった思想・態度は明らかにされていない。そのため本報告は、大戦初期から戦争規制を構想していた人々の戦争への考えを考察する必要を説いた。グレイをはじめとして、国際連盟による戦争の防止を構想した指導者らは、戦争は防止されるべきだが実際の国際関係においてなくすことはできない、という戦争観を共有していたと本報告は論じた。グレイが、個人として大戦前から持っていた戦争観、大戦勃発時における来る戦争の予測、そして参戦決定を支えた将来の戦争再発への危機感に着目し、彼の戦争の捉え方が戦争規制の考えに結びついていったと主張した。報告を通し、大戦を機に国際法における戦争の位置づけは変わったものの、人々の戦争に対する考えは変わったといえるかどうか、という含意も提示した。

討論者からは、①グレイに関する先行研究とその上での研究の独自性、②アメリカの国際連盟推進派との比較、③実際の国際連盟設立にグレイが果たした役割、④その後のグレイの戦争観の変化、等の問題が提起された。①については、国際連盟を支持したグレイの根本的な思想は示されていないこと、②に関しては、英米間での国際連盟の捉え方の違い及びその背景を示した。③についてはウィルソン米大統領と比較しながらグレイの影響を述べた。④に対しては、特に戦争後半、非人道的な戦争兵器や作戦を受けて、大臣でなくなっていたグレイは、より道徳的問題から戦争への反対を明示していった点等を指摘した。その他、フロアからもグレイの影響について質問が提示された。それに関しては、③への返答と合わせながら、グレイが国際連盟構想の推進に果たした役割について述べた。

報告者 唐 琳 (早稲田大学)

「1970年代前半、中国におけるプラント技術設備導入の政策過程」

討論者 徐顕芬 (早稲田大学)

報告要旨: 1970年代前半、中国は日本、西ドイツ、アメリカ、フランスなどの先進諸国から大規模に大型及び超大型のプラントを導入した。この時期の導入が、文化大革命前期の鎖国政策から、限られたものとはいえ、対外経済交流再開へ、従来のイデオロギー重視の極左路線から現実主義の路線への政策転換点としてとらえることができる。本研究は時代背景、政策決定システム、政策決定とイデオロギーとの関連性および政治権力闘争の動向に焦点を当て、政策転換の要因を解明し、文革後期の政策決定過程の特徴を考察しようとした。

徐先生のコメント: 資料の制限が大きいか、決定過程について実証分析を行い、当事者の回想録など原資料によくあたり、プラント技術設備導入の全体像と決定の流れを描けたと高く評価できる。指摘: 1) 論文の問いと答えをもっと鮮明にさせること。結論の①、②、③、④があるように、論点を分散させる危険性がある。2) 決定に関わる組織と人物の記述と、決定のプロセスの記述が分離されているが、融合させて書けばより豊かな政策決定過程を描ける。質問: 1) アクター分析の点で、毛沢東や、周恩来、その他幹部達の思想変化をフォローしたが、アクター間の関係について論述が欠けている。その関係(同調、反対)の論理(イデオロギー論争か、利害関係か、立場関係かなど)はどういうものか。関連して、2) もう一度自分はなぜ政策決定の論文を書くのか問い詰めてみる。将来、自分は中国政治学者になるのか、政策決定論の専

門家になるのか。

コメントへの答え: ①本論文にはmain QとsubQ二つの問題関心があるため、確かに論点を分散させやすい。それぞれ論文を一本作成したほうがいいかもしれません。②決定要因、決定のアクター、決定のプロセスを融合させて書くのがより面白いストーリーが語られる。しかし、論文を書いているとき、そのような書き方はなかなか難しいと感じて、つい分けて書いてしまった。③論文の中には、アクター間の駆け引きの記述は確かに少ない。本論文は個々のアクターを二つのグループに分けて、グループ間の駆け引きに注目して分析を行った。なぜこのように分類するかどうかというと、プラント導入の決定にはこの二つのグループの権力闘争と直接関わっているからである。アクター間の駆け引きの分析もこれから補足すべき点である。④今後、中国の政策決定を研究し、その決定のメカニズムを明らかにして、モデル化したい。論文を投稿する予定があるので、これからは論文を大幅に修正したい。

報告者 井之口智亮 (早稲田大学)

「多元的社会における学校選択とシティズンシップ教育——アメリカ合衆国における公的バウチャー制度をめぐる論争を手がかりに——」

討論者 阪口正二郎 (一橋大学)

本報告では、リベラル・デモクラシーの諸制度・諸価値に対する市民共通のコミットメントを、シティズンシップ教育を通して確立・維持しようとする国家の試みと、自らが奉じている信念または善の構想を伝達しようとする家庭や市民の私的結社の試みとの間に緊張関係が生じる一例として、アメリカ合衆国における公的バウチャー制

度をめぐる論議を主題として取り上げた。

本報告の議論の概要は以下の通りである。まず、従来の公立学校が官製イデオロギーへの同化装置として機能してきたことを問題視し、家庭の教育選択の権利を拡大することが価値観・世界観の保持・促進に寄与するという考えから公的バウチャー制度を擁護する議論を検討した。そして、こうしたバウチャー擁護論の根底にある「公民的ミニマリズム」(civic minimalism)——国家によるシティズンシップ教育の内容は最低限のものであるべきだ、という考えに批判を加えた。その上で、多様な宗教的・倫理的パースペクティブへの積極的関わりを通して、自律的かつ協働的な市民を育成することが公教育の目標として設定されるべきであることを主張し、最後にこの主張から引き出される政策的含意について若干の考察を行った。

討論者の阪口正二郎氏からは、以下の質問・コメントが寄せられた。①まず、国家によって実施されるシティズンシップ教育が有する、私的個人に対する効果ないし意味と、公的市民に対するそれらとを区別して考える必要があるのではないか。②報告者は、教育に対する国家の利益ならびに親の利益とは独立したものとして、発達途上の子どもの利益をどのように考えているのか。③報告者が支持するガットマン (A. Gutmann) らの主張は、人間の生について一箇の包括的理想を示すいわゆる公民的人文主義 (civic humanism) 的な共和主義とどのような違いがあるのか。

基調講演

Harry Dickinson (エディンバラ大学名誉教授、元イギリス歴史学会会長)

“On the Rights of Man from the Levellers to the Chartists”

連続分科会 政治経済学の規範理論

(2) (GCOE「制度構築の政治経済学——期待実現社会に向けて (GLOPE II)」共催)

報告者 辻健太 (早稲田大学)

「なぜベーシック・インカムが望ましいか」

討論者 若松良樹 (成城大学)

報告者 金 慧 (早稲田大学)

「自律と所有——自己尊重の社会的基盤をめぐって」

討論者 重田園江 (明治大学)

報告者 井上彰 (群馬大学)

「正義としての責任原理」

討論者 谷澤正嗣 (早稲田大学)

辻報告では、所得保障制度として、ベーシック・インカム (BI) が他の制度 (生活保護制度、負の所得税、参加所得) よりも適切であることを比較検討によって明らかにした。社会保障の目的 (憲法 25 条の理念) は、個人の自律した生き方を尊重し、それを促すことにあるが、生活保護法や自立支援プログラムはスティグマやパターンリズムの問題を避けることができず、負の所得税は貧困を回避するための事後的な保障にとどまり、参加所得は何が社会的に有用な生き活動であるかの判断において恣意性を免れえない。個人の行き方を問わず、しかも支給・使途に条件を課さずに所得を保障する BI が、自律の促進 (機会集合の最大化) という社会保障の目的を最もよく実現しうる制度である。

討論者の若松良樹氏からは二点質問が出された。第一の質問は、報告者のスタンスを選択肢に対する特定の評価の押し付けを

忌避するものとしたうえで、選択肢から機会集合へと情報基礎を移動させる報告者の議論によって、その回避が可能となるのか、というものである。市場に委ねると生存できないと思われる文化（例、オペラ）に補助金を支給することは、オペラ観劇という選択肢を人々の機会集合の中に残すことになるが、それはその選択肢が価値あるものであるという想定をすることにならないか、という疑問である。

第二は、BIの^{ベーシック}基礎的なものへの限定は、報告者の拡張的な解釈と整合的なのか、健康で文化的な生活を営むためにはかなりの所得が必要であるかもしれず、それは健康で文化的な「最低限度」の生活を保障した25条の内容を超え出るものではないか、というものである。

第一の質問に対しては、BIは何か特定の選択肢に対してではなく、個人々人に対して保障される所得である。そして、個人主義的なBI論の立場からすれば、何が価値ある選択肢で何がそうではないかは、個人が決定する問題である。したがって、BIが保障された社会において、諸個人が市場で自由に財を交換した結果、何か特定の選択肢（オペラ）が淘汰されたとしても、それは個人主義的なBI論者なら是とするだろう、というのが報告者の応答である。

第二の質問に対しては、憲法論、BI論の両側面から回答を試みた。まず、現実の社会状況下において個人々の態様は一様とは言えず、したがって自律した生のための条件整備は「最低限度」の保障にとどまらない様々なものであると考えなければならないとした上で、憲法論の面からは、憲法25条1項2項の一体的な把握が必要になるだろうと回答した。この考えに従えば、25条2項は、「国は、すべての生活部面について、

社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しており、憲法25条にまつわる施策の展開は、1項が規定する権利を最大限に充実させるものでなければならない。

BI論の面からは、BI論にいうベーシックとは、BIを^{ベース}基盤としてその上に諸々の所得を上乗せしていくことができるという意味でのベーシックであり、例えば代表的なBI論者であるフィリップ・ヴァン・パリースも、BIの水準を生存に不可欠なベーシック・ニーズを満たすものに限定している訳ではない、と回答した。

金報告では、ハンナ・アーレントやジョン・ロールズ、さらに運の平等主義などの議論を検証しながら、自律を促すのは所有それ自体ではなく、所有によって可能となる自己尊重(self-respect)であると主張した。所有は、自己尊重の社会的基盤を形成する限りにおいて自律を可能にするのである。

上記の主張を論証するために、まず、アーレントによる「私有財産」の議論を検証した。アーレントは、私有財産の意義を、「公開性の光」をさえぎることに見いだした。私有財産は、他者の視線や評価にさらされない空間を提供することによって、みずからの価値を社会的価値評価に依存させようとする社会の画一化の圧力を緩和する。本報告では、これが公的領域における政治的行為の条件であるという解釈を提示した。

自己尊重の意義について明確には語っていないアーレントに比べて、ロールズは明示的に「自己尊重の社会的基盤」を正義にかなった社会の条件に位置づけた。本報告では、ロールズの議論において、自己尊重の社会的基盤には、市民が市場の競争にさらされるまえに「財産」を所有することが含まれると指摘し、自己尊重こそが「公共

的政治文化」への市民の参加を促すことが想定されている点を明らかにした。

アーレントとロールズが用いる財産の意味はそれぞれ異なるものの、いずれの議論においても、自己尊重には社会的基盤あるいは物質的条件としての財産が必要であり、自己尊重が自律を可能にすると想定されている。最後に、自己尊重という観点から「運の平等主義」と呼ばれる立場を批判的に考察し、その問題点を指摘した。

討論者の重田園江氏からは、アーレントの論じる私的領域の含意についての質問や、ロールズにおける自己尊重概念の解釈についての異議など、多数の論点が提起された。

井上報告では、現代の正義論において、個人に責任を帰すことができるかどうかによって不平等への対応を差別化する議論が展開されてきたことを重視し、ロールズの正義論における責任の概念がこうした課題に十分に応答できる理論であるか否かを検討した。

本報告で注目したのはロールズが正義原理を導出する際に用いた原初状態の設定の妥当性である。原初状態には、第一の要素として、当事者間における利益の緩やかな同一性とそれゆえに起こる利益衝突の可能性が、また第二の要素として、当事者が有する経済学や心理学に基づく一般的事実が、前提とされている。

これら「正義の一般的状況」を構成するにあたってロールズの念頭にあったのは、標準的な合理的選択理論や1960年代の社会心理学である。だが今日では、そうした理論や知見が経済学と心理学の一般的事実を代表するとはいいがたい。そうだとすれば、経済学と心理学の一般的事実を、行動経済学などの知見を活かして書き換える必要がある。本報告では、そうすることによって、正義としての責任原理を構築する途

が開かれると主張した。

本報告に対しては、討論者の谷澤正嗣氏をはじめフロアからも多くの質問やコメントが寄せられた。

比較政治経済分科会(1) 現代アメリカにおける政策形成過程の比較分析

(GCOE「制度構築の政治経済学——期待実現社会に向けて (GLOPE II)」「変革期社会における制度構築」プロジェクト共催)

報告者 西住祐亮 (中央大学)

「冷戦後世界の民族紛争とアメリカの国内政治過程——新たな「モデル化」を視野に入れて」

討論者 久保慶一 (早稲田大学)

報告者 富田晃正 (東京大学)

「グローバリゼーションの進展によるアメリカ通商政策の変容——労働組合を分析射程に含めての考察」

討論者 稗田健志 (早稲田大学)

西住報告は冷戦後世界の民族紛争に対する米国の政策(以下、「民族紛争政策」)の国内政治過程について一定の「モデル化」を目指すものであった。すなわち民族紛争に関する米国内の行政政府以外のアクター(以下、「非行政政府アクター」)の政治的役割について一定の「モデル」ないし「準理論」を提示することが本報告の目的であった。

本報告の流れは、(1)本報告の目的についての説明、(2)先行研究における本報告の位置付けについての説明、(3)本報告の意義についての説明、(4)伝統的な安全保障政策及び経済通商政策と比較した際の「民族紛争政策」の性格についての説明、(5)「民族紛争政策」における「非行政政府アクター」の

政治的役割についての説明、(6)本報告で提示した「モデル」の2つの事例(①コソヴォ紛争時の左派反戦勢力、②第一次・第二次チェチェン紛争時の「介入推進勢力」)への適用、という手順を踏むものであった。

本報告に対する討論者及びフロアからの質疑・コメントとしては、(1)敢えて「民族紛争政策」に限定した「モデル」を構築することにどのような意義を見出せるのか、(2)「非行政府アクター」という概念は広過ぎる概念なので、分析対象を連邦議会や利益団体などに絞るべきではないか、(3)以上の(2)との関係で、いわゆる「ディアスポラ集団」についても着目すべきではないか、(4)事例として取り上げる紛争がコソヴォ紛争とチェチェン紛争であることについて、より積極的な理由を提示すべきではないか、(5)「非行政府アクター」の影響力を測定する基準を整理するべきではないか、(6)「非行政府アクター」の各種政治活動手法について整理することは重要であるが、各種政治活動手法に備わる「リスク」と「効用」についても整理するべきではないか、といった多種多様な意見が提示され、活発なやり取りが展開された。

富田報告の目的は、グローバル化の進展によりアメリカ通商政策に生じた変化とは何か、何が生じているのか、それを企業の日線からではなく、労働組合の観点から読み解くことであった。グローバル化進む中、労組の「存在感」が高まっている様子を明らかにした。

アメリカ通商政策において、近年、グローバル化進展による変容(通商政策に参加するアクターが、労働組合や環境団体、人権団体等にまで増大したことによる「通商政策の公共性拡大」等)が見られる。しかしながら、既存のアメリカ通商政策研究の多くは、「企業」にのみ焦点を当てているた

め、上記のような変化をその分析射程に含んでいない。そのため、グローバル化時代のアメリカ通商政策を考察することが困難になってきている。

よって本報告では、こうした通商アクターの中でも、近年、特にアメリカ通商政策において存在感を示している労組に着目することで、グローバルの進展によってアメリカ通商政策に生じた変化を考察する。ここでは、組織率の漸進的な低下等の一見逆風下にあると考えられるアメリカ労組が、通商政策において「存在感」を示すことができるのはなぜか?という「問い」を、経済グローバル化が労組に与えた影響から明らかにする。また、それによりアメリカ通商政策に生じた変化を解きほぐす。

具体的には、第一に、経済グローバル化の進展により、労組と企業間の通商選好関係に変化が生じ、労使間の選好の亀裂が拡大していることを明らかにする。これにより、労組を企業から独立したアクターとして採り上げる必要性が増している事実を提示する。これは、グローバル化の進展によって労組の存在感が高まった、いうなれば消極的理由であると言える。

次に、上記のように企業と選好対立が生じるようになったことから、より通商政策に対して積極的な働きかけを行う必要性が増した労組が、他の社会集団、特に環境団体との連携活動を活性化させるようになっていることを指摘する。そして、こうした連携活動の結果、通商政策決定過程において労組が存在感を示す上で貢献している様子を明らかにしている。

こうした報告に対して、討論者やフロアからは、労組が「存在感」を示すという状況というのは、必ずしも報告者が提示するように明示的ではないのではないかと。また、影響力と存在感はどのような違いがあるの

か、というような問題提起が成されたのを初め、活発な質疑応答が展開された。

連続分科会 政治経済学の規範理論(3)

(GCOE「制度構築の政治経済学——期待実現社会に向けて (GLOPE II)」共催)

報告者 宇佐美誠 (東京工業大学)

「グローバルな正義と歴史上の不正義」

討論者 森村進 (一橋大学)

報告者 若松良樹 (成城大学)

「原初状態再考：公共的討議の方法」

討論者 森村進 (一橋大学)

報告者 笹倉和幸 (早稲田大学)

「ピグーの失業理論とケインズの雇用理論」

討論者 須賀晃一 (早稲田大学)

宇佐美報告は、正義はいかなる範囲の諸個人に妥当するかという正義の射程問題を扱った。特に、その問題の空間的次元と時間的次元とをつなぐ、賠償義務説の妥当性を検討することを目的とした。賠償義務説の難点は、その賠償義務が適用される地理的範囲の限定が困難であること、および被害の甚大さの認定が困難であることなどである。同時に、この説の原理的な難点は、非同一性問題を回避できないという点である。他方で、正義の時間的射程の拡張を伴う世代間正義論の発展に伴い、賠償義務説を非同一性問題から擁護する試みがなされてきている。だが、この立場は非同一性問題の回避のために集団を一つの実在と捉える全体論的見解を採用しなければならず、また、どの範囲の集団に属する個人が賠償請求権をもつのかという難問が生じる。賠償義務説は様々な問題を孕んでおり、現在ある貧困問題の解消のための有用な説ではない。むしろ、現状において存在する貧困

の諸要因を探查するほうが問題解決にとって望ましい。

討論者の森村氏からは、非同一性問題を未来の事象ではなく歴史的事象に該当させることに対する疑問が提示され、それに対して報告者は、非同一性問題の性質を分節化するならば、その中には歴史的事象にも該当するものがあると答えた。

若松報告は、ロールズのいう「原初状態」について従来注目されてこなかった2つの論点を解明するものであった。ひとつは、ロールズの議論が反優先主義的な帰結を有するというローマーの批判に対して、構成主義という方法論に着目しつつ原初状態をそれ固有の定理を産出する公理系として捉えんとするならば、必ずしもローマーが述べるように無知のヴェールを否定する必要はなく、むしろ期待効用理論の再検討が求められる可能性があることを明らかにするものであった。もうひとつは、ロールズ自身が行っている「人格の別個性」を理由にした期待効用理論の反駁は曖昧なものであることを指摘し、「事象の独立性」をめぐる議論に注目しつつ、原初状態における確率情報の排除の問題は依然として未決の問いであることが論じられた。

討論者の森村進氏からは、構成主義と直観主義とは方法論的にそれほど隔たったものであるのかどうか、また、事象の独立性より確率の不明確性の方が論拠としては重要なのではないかという質問が提出された。また、フロアからは関連質問として、報告者の議論も依然として人格の別個性に訴えかけているのではないかという問いが寄せられ、これらの論題をめぐって活発な議論が行われた。

笹倉報告は、経済学のヒーローであり続けているケインズに比して、今日「忘れ去られた思想家」となっているピグーの理論

の意義を再発見しようと試みるものであった。通説によると、ケインズ革命以前の古典派経済学に属するとされるピグーの理論は「失業」の存在を認めない致命的欠陥を抱えるとされる。しかし、これは正しい理解ではない。『失業問題』、『失業の理論』、『実践経済学』、『所得』といった著作の検討を通じて明らかとなるのは、むしろケインズに先立って、ピグーが失業や賃金について複雑な見識を有していたことにほかならない。それゆえ、「ピグーは失業の存在を認めない楽観主義者であった」という通説は端的に誤りなのである。

討論者の須賀晃一氏からは、ケインズとピグーの距離をこのように適切に縮めた上で、それでもなお残る両者の本当の違いはどこにあるのか、という質問が寄せられた。これに対して報告者からは、ピグーが長期的には経済現象は安定していると想定したのに対してケインズはそう見なしてはいなかったこと、また、ピグーが賃金の切り下げを容認していたのに対してケインズは強い懸念をもっていたとのリプライがなされた。

比較政治経済分科会(2) 民主制の定着過程に関する比較分析

(GCOE「制度構築の政治経済学——期待実現社会に向けて (GLOPE II)」「変革期社会における制度構築」プロジェクト共催)

報告者 安武裕和 (名古屋大学)

「スウェーデンの民主化過程における政党システムの形成」

討論者 日野愛郎 (早稲田大学)

報告者 宮坂綾 (早稲田大学)

「和平交渉と民主主義体制下でのスポイル問題：2002年のスリランカの事例」

討論者 足羽與志子 (一橋大学)

報告者 澤正輝 (早稲田大学)

「カンボジアにおけるジェノサイド教育——ジェノサイド予防としての教育の可能性」

討論者 久保慶一 (早稲田大学)

安武報告の主目的は、20世紀初頭のスウェーデンにおける「政党システム」確立の契機を探るという研究作業の一環として、普通選挙制および名簿式比例代表制の導入過程と並行して結成された「自由党」と「右派党」の成立要因を明確化することにあつた。従来の研究においては、それまで中道的立場にいた既存の国会議員達がこの両党へと分岐していく要因が明確に描かれていなかったのに対し、本報告では、両党の結集の際の旗印となったスローガンが、この選挙制度改革を境として、「改革前(～1902年)」「改革中(1902～1919)」「改革後(1919～)」という三つのフェイズでそれぞれ異なる形で展開されていたことを指摘した上で、その中でも特に「改革中」フェイズにおいて、「イギリス型の競争政治(小選挙区制・下院優位制・議院内閣制)」対「伝統的スウェーデン型の協調政治(比例代表制・両院対等制・権力分立制)」という形での「あるべき政治像」を巡る対立が最大の焦点となっていたという解釈を提示した。

この報告に対して、日野会員からは「『改革前』『改革中』の定義の根拠がどこにあるのか」「当時の政治家達の中で『議院内閣制』や『権力分立』などが本当に重要な争点であったのか」といった質問が提示された。前者については、当時の議会内での選挙制度改革に関する一定のコンセンサスの成立が1902年にあることが法案内容から明らかになると説明した上で、後者に関しては、当時の国会内外の彼等の言説の中でこれら

の問題が頻繁に争点になっていたことが一次資料から明らかになった、ということを示した。更に、フロアからの質問の中では「政治像の違いが生じた要因」が問われたが、これについては、それまで政治に関わっていた度合の違いが「従来の伝統的なスウェーデンの政治システムへの信用度に関する認識の差」を生み出したのではないかと、という仮説で返答した。

他にも様々な質問が提示されたが、その中でも特に、他の政党（社会民主党や中央党など）との関係、よく似た政治構造であったイギリスなどの他国との分岐が生じた要因、ボッシュやソスキスなどの比較選挙制度研究の中での本研究の位置付けなどについては、本報告の中で十分に説明されてこなかったことを自認しつつ、今後の重要な研究課題であることを強調した上で、報告を終えた。

宮坂報告では、「和平交渉と民主主義体制下のスポイラー問題：2002年のスリランカのケース」という論題で報告を行った。具体的には、武力紛争の解決を目指した和平交渉において発生する様々な課題の中で、本論文では「スポイラー問題」に着目する。既存研究では「武力スポイラー」に着目する傾向があるが、本論文では政治スポイラーも考慮に入れる必要があると考える。特に、民族紛争を抱えている民主主義国家では、この問題は切実であろう。このような問題意識のもと、民主主義体制下で民族紛争に直面している国家において、政治アクターは和平交渉に対してどのようなインパクトを持つのか、スリランカの事例をもとに分析を行う。スリランカはイギリス植民地からの独立以前から「民主主義体制」を維持してきた国家であるが、民族間問題と無関係ではなかった。むしろ、民主主義体制の下で、民族間関係が悪化していった

ように思われる。具体的には、多数派であるシンハラ人政党間競争が民族的に過激な傾向に陥り、少数派であるタミール人に対して排他的な政策が実施され、民族間関係の悪化、タミール人による武装蜂起という経緯を辿っている。そして、紛争が終わった現在でも民族問題は解決されたとは言えない状況にある。このような背景を考えると、スリランカは、民主主義体制下での民族内での政治的競争、また和平交渉に対するその作用を考える上では、非常に興味深い事例だと考える。

討論者からのコメントとしては、スポイラー問題を考える際、シンハラ人政党のみに着目するのは不十分だろうという指摘を受けた。具体的には、スリランカの和平交渉には様々なアクター（NGO、や国際社会など）が関わっており、それぞれのアクターは自身の利害を持って和平交渉に介入しているため、その時々によってスポイラーは変わるであろう、というものであった。

コメントに対するレスポンスとしては、以下の通りである。紛争が発生した国家の統治機構が機能していれば、それは紛争のダイナミクスに一定の影響を与えるものであると考える。「スポイラー問題」という切り口ではその対象となりうるアクターが広がりすぎるかもしれないが、武装勢力と対をなすアクターである政府側の諸集団の関係性や相互作用に焦点を当てることは、内戦や民族紛争の研究において一定の新規性を付与するものであると考える。

澤報告のテーマは、「カンボジアにおけるジェノサイド教育—ジェノサイド予防としての可能性—」であった。本報告は、1. ジェノサイド研究の進展と課題、2. ジェノサイド予防論に関する研究史の検討、3. カンボジアにおけるジェノサイド教育プロジェクト、の三つの柱で構成されていた。

1. では、ジェノサイド研究の進展と課題を概説した。まず、国内外でジェノサイド研究がどのように進展してきたかを簡潔に説明した。次に、ジェノサイド研究の課題として、概念論・要因論・予防論をめぐる論争が続いている点を指摘した。

2. では、ジェノサイド予防論に関する研究史を検討した。まず、《対処型》と《根治型》の二つのアプローチに予防論を分類した。前者は、ジェノサイドが起こっている地域あるいは起こりうる地域に対処していくアプローチ、後者は、ジェノサイドが起こりうる地域そのものをより根底からなくしていくアプローチである。各アプローチの内容を簡潔に検討したうえで、《対処型》と《根治型》を効果的に結び合わせ理論化することの重要性を指摘した。

3. では、《根治型》の具体例として、現地NGOカンボジア資料センター(DC-Cam)を中心としたジェノサイド教育プロジェクトについて検討した。このプロジェクトの目標は、国民和解の促進とジェノサイドが起こりにくい社会の構築の二点である。2004年9月から現在までに、(1)副読本”A History of Democratic Kampuchea 1975-1979”の作成・出版、(2)高校生約100万人に副読本の無償配布、(3)ガイドブック、ワークブックの作成・出版、(4)教師の研修、(5)クオリティ・コントロールの実施、を含む様々な活動が行われている。

報告後、討論者とフロアから多くのコメントが寄せられた。ここでは、二点のみ記したい。第一に、リサーチ・クエッションに関するコメントである。ジェノサイド教育プロジェクトが立てた目標がカンボジア社会で達成されているかどうかを、どのようにはかるのか。討論者とフロアからのコメントは、この点に集中した。コメントに対して報告者は、

コントロールを活用することで、都市と地方あるいは元ポト派が多い地域と少ない地域など、地域ごとの共通点と相違点を分析できるのではないかと回答した。第二に、ジェノサイドが起こる要因に関するコメントである。ジェノサイドは複合的な社会現象であり、要因論をめぐる論争が続いている。近年では、要因論の検討なき予防論も散見される。だが、予防論は要因論と切り離すことはできない。コメントを通じて、要因論を検討する必要性を改めて感じた。

事務局だより

【2010 年度総会議事録】

日時：2011 年 3 月 5 日（土曜日）18 時 10 分～18 時 40 分 場所：早稲田大学 26 号館 502 教室

議題：

1. 代表理事挨拶 佐藤 正志代表理事
2. 2009 年度 会計報告
伊東 孝之監事
日野 愛郎監事

政治経済学会 2009 年度会計報告

(2009 年 4 月 1 日から 2010 年 3 月 31 日まで)

収入

| | |
|-------------|-------------|
| 2009 年度繰入金 | 2,233,024 円 |
| 2008 年度会費納入 | |
| 郵便振り込み | 166,650 円 |
| 現金 | 48,000 円 |
| 会費小計 | 214,650 円 |
| 利子 | 775 円 |

合 計

2,448,449 円

支出

| | |
|-------------|-------------|
| NL・プログラム発送費 | 17,280 円 |
| 消耗品費 | 44,544 円 |
| 封筒作成費 | 14,175 円 |
| 学会当日諸経費 | 316,310 円 |
| 小計 | 392,309 円 |
| 2010 年度繰越金 | 2,056,140 円 |

合 計

2,448,449 円

3. 2011 年度事業計画について

【政治経済学会 第3回研究大会 自由企画セッション・自由論題報告 公募のお知らせ】

2012 年 3 月 3 日（土曜日）に開催される政治経済学会の第3回研究大会では、自由企画と自由論題報告を募集いたします。企画および報告の応募を希望される方は、下記の要領にしたがってご応募ください。

①自由企画

自由企画は、報告・討論・司会をパッケージにしてご提案頂くものです。さまざまな共同研究の発表の場として、また自由な研究交流の場として、自由企画のご応募をお待ちしております。学会のますますの活性化のため、会員の皆様で企画をご相談の上、グループにてふるってご応募下さい。英語での報告・討論を含めることも可能です。報告者の人数は原則として3名といたします。発表時間の配分は自由に決めていただいてもかまいませんが、全体として2時間とします。

②自由論題

自由論題は、単独でご報告される会員のための発表の場です。論題は自由です。英語での報告も可能です。報告者は事前にフルペーパーを提出し、コメンテーターに送付することが義務付けられます。

応募方法：報告希望者は 2012 年 1 月 10 日（火）までに（当日必着）、以下の情報を A4 用紙 1 枚に記入し、下記の事務局アドレス宛に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。

①氏名、②所属、③連絡先（確実に連絡の取れる電子メールアドレスを必ずお書きください）、④企画または報告のタイトル、⑤企画または報告の内容の要旨（800 字～1,200 字程度）、⑥自由企画の場合には、企画の参加者全員の氏名と所属

応募資格：自由企画の代表者は、現在会員の方に限ります（パネルには非会員を含めなくても構いません）。自由論題は原則として会員に限られますが、入会申請書を研究大会前に提出した非会員は、会員に準じて大会参加の資格を得ることができます。入会申込書の提出は大会 1 ヶ月前を期限とします。非会員で自由論題報告に応募する場合は、入会申請予定であることを明記して下さい。

2011 年 1 月中旬までに企画委員および幹事が審査を行い、採否を決定の上、お知らせ致します。

ご不明の点がおありの節は、事務局までお問い合わせください。応募および質問のメールは、以下までお寄せください。

事務局メールアドレス
jape-office@list.waseda.jp

【会費納入について】

会費は、振り込み用紙にて、2010 年度分を、郵便局を通して納入下さい。口座番号と会費は以下の通りです。なお、今年度より振込先の口座番号、口座名義が変更されておりますので、御注意ください。

郵便振替の場合

00180-5-441193
口座名称 政治経済学会
口座名称（カナ） セイジケイザイガッカ
イ

銀行振り込みの場合

ゆうちょ銀行（9900）
店番 019
店名（カナ） 〇一九店（ゼロイチキュー
ウ店）
預金種目 当座
口座番号 0441193
口座名義 セイジケイザイガッカ
イ

年会費

現職の教員、研究員、助手：2000 円
退職者、院生、ポストドクター：1000 円

年会費につきましては、学会の円滑な運営のために、早い時期に納入いただければ幸いです。2009 年度以前の会費を未納のかたは、この機会に合わせて納入していただけますよう、お願いいたします。

なお、休会の規定は設けておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

2011 年 12 月

発行：政治経済学会
代表理事 佐藤 正志
事務局長 田中 孝彦

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田 1-6-1
早稲田大学政治経済学術院 田中孝彦研究
室気付

政治経済学会 事務局
TEL 03-3208-8534
FAX 03-3208-8567